主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人蓬田武、同鹿士源太郎、同井本良光連名の上告趣意のうち、憲法三七条一 項違反をいう点は、記録を調べても、第一審裁判所にその公平を疑わせる証跡は認 められないから、所論は前提を欠き、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反、 量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五一年一一月一七日

最高裁判所第一小法廷

_	盛		岸	裁判長裁判官
Ξ	武	田	下	裁判官
夫	康	上	岸	裁判官
光	重	藤	寸	裁判官